

# 敢えて決議案に反対する意見書

(於 日本弁護士連合会定期総会)

平成30年5月24日

憲法改正発議研究会

弁護士 中島 繁樹

弁護士 徳永 信一

今回提出された決議案については、担当委員会の委員長はじめとする委員の方々の精力的かつ献身的な議論によって煮詰められたものと承知している。その主旨及び理由は、一部にある「安倍改憲は戦争への道」といった類の煽情的な議論に引きずられることなく、中立公正な議論を貫く意思に支えられたものであることがうかがえる。全国の45名のメンバーが集合して、あるべき憲法改正発議の形態を研究してきた、私たち憲法改正発議研究会としても、これまでの弁護士会の憲法問題に関する決議と対比して、今回の決議案に対して相応の評価をしている。

しかしながら、改憲を必要と考え、この問題に真剣に向き合ってきたと自負する私たちからみれば、今回の決議案には、その主旨と理由において共通する一つの重大な欠陥がある。会員や国民に対し活発で誠実な論議を呼びかけるようとするのが決議案の基調なのだとすれば、その欠陥を見過ごすことは適切ではない。その見地から、私たちは敢えて反対意見を述べるものである。

決議案が有する見過ごせない重大な欠陥とは何か。決議案には、改憲による危険性や弊害についての議論が縷々述べられているが、自衛隊の明文化という改憲案の必要性についてほとんど何も述べられていない。これは一体どうしたことだろうか。活発かつ誠実な議論を呼びかけながら、自衛隊を明文化する必要性に関する議論の紹介や案内が、まったくないというのでは、いかにも偏頗である。

自衛隊を明文化しようとする案が私たちに突きつけている、その必要性は3点ある。

その第1は、憲法規範と憲法実態とが乖離していることに由来する、立憲主義の危機に関する懸念である。立憲主義、すなわち憲法による統治は、国民においてその憲法規範の内容が明確であることが出発的であるはずのところ、憲法規範の内容そのものが曖昧で多義的で、論争の対象となっている状況では、立憲主義という原則ばかりを論じてもむなしではないか。「立憲主義とは権力

の統制である」というステレオタイプの原則論が横行しているが、それは規範の内容が確定してからのことである。そういう現状であればこそ、立憲主義なるものが主権者たる国民にとって説得力のないものとなっており、とりわけ若年層の憲法に対する冷笑的態度を惹起しているのである。この立憲主義の出発点にある深刻な問題について、私たちは率直に向き合わなければならないはずだが、決議案にはこれについて何の言及もない。

必要性の第2は、自衛隊に対する差別的扱いの解消である。自衛隊は我が国の国防を担い、国の立憲体制と国民の生存を護る役割を担っている。そして自衛隊員の任務において、極限状況において自らの生命を犠牲にすることも求められる。そうした崇高かつ困難な任務にあたる自衛隊員については、しかるべき処遇が与えられ名誉が守られて当然である。ところが、現在、多くの憲法学者や法律家の多くは自衛隊を違憲の存在だとする見解を持ち、かつ中高生の教科書の多くが自衛隊違憲論に触れている。こうした自衛隊に対する憲法上の差別とでもいえるような現状は、早急に改善されなければならない。自衛隊に対する差別の温存が、自衛隊に対する有効な立憲的統制である、という欺瞞的な議論があるが、真の立憲主義の獲得のためには、そのような不健全な議論とは、早々に手を切らなければならないと信じる。

必要性の第3は、国際情勢である。いうまでもなく、私たち日本国民は、隣国である北朝鮮の核ミサイル保持と、中国の軍事的拡大と膨張的野心の脅威とに、晒されている。北朝鮮の脅威は、いままさに、外交的解決か軍事的解決かの瀬戸際にあるが、今後も北朝鮮の非立憲的体制の軍事的脅威と向き合っていかなければならないことには変わりがない。中国の脅威は、より直接的であって深刻である。海軍力を増強して海洋進出をめざし、国際的非難のなか、南シナ海では西沙諸島の軍事要塞化をすすめ、東シナ海では尖閣諸島を自国領土と宣言し、海上保安庁とのにらみ合いを続けている。自衛隊を憲法において正当に位置づけることの必要は、まさにこうした抜き差しのならない国際情勢のなかで生じてきたものであることを、忘れることはできない。

以上のことに何ら言及しない決議案は、あえて現実的な議論から逃げているように思える。危機に際して、地面に頭を突っ込んで事態をやり過ぎそうとする駝鳥と何ら変わりがないではないか。この決議案のままでは、戦後70年たって漸く、そして初めて登場した改憲案に向き合って、真剣で活発で誠実な憲法論議を呼びかけることにはならない。

私たちが敢えて、この決議案に反対する所以である。

以上